

相談会におけるマイナンバー(個人番号)の取り扱いについて

平成28年分の確定申告からマイナンバー制度が導入されています。

マイナンバーは機密性の高い個人情報です。

確定申告書等の書類へのマイナンバーの記載の仕方や、

ご本人や扶養親族・従業員のマイナンバー管理の方法等については丁寧にご指導いたしますが、

商工会職員・派遣税理士には、マイナンバーを見せないでください。

相談時には、申告書等の書類にマイナンバーは記載しないでください。

書類へのマイナンバーの記載は、相談の終了後にしていただくようお願いいたします。

令和7年1月から申告書等の収受日付印押なつが廃止されております

税務署は令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等を紙で出す場合は、正本(提出用)のみを提出又は送付し、控えは納税者が保管し、必要に応じて納税者自身で提出年月日の記録・管理が求められています。

申告書等の提出事実や提出年月日の確認方法については、e-taxの画面上での確認、

納税証明書の交付請求などの方法が税務署から案内されております。

融資や補助金などで税務署の収受印のある書類を求めるケースが多くありますが、

税務署側は行政機関や金融機関へ「丁寧な周知・広報に努める」としております。

税務書類の提出については、上記の税務署の対応につきあらかじめご了承ください。

収受印押なつ廃止についての国税庁の詳しい説明は下記URL又はQRコードをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

